

NTT EAST CONFIDENTIAL

本情報は、NTT東日本が所有する情報であり、NTT東日本が許可した者以外への開示、および許可した目的以外で使用することを禁止します。

工事担任者資格を必要とする主な工事例

平成30年5月24日
東日本電信電話株式会社

工事担任者の工事範囲と主な工事例について

| 資格種類 | 工事範囲※ | 主な工事例<主な機種> |
|-------------|---|--|
| A I 第1種 | アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事 | ・屋内配線ケーブルの加工、保安器への接続やモジュージャックへの接続工事 ・ケーブル加工やコネクタ結線を要する機器配線工事 < P B X > |
| A I 第2種 | アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に收容される電気通信回線の数が五十以下であつて内線の数が二百以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。） | ・屋内配線ケーブルの加工、保安器への接続やモジュージャックへの接続工事 ・ケーブル加工やコネクタ結線を要するビジネスホンやホームテレホン主装置と電話機間の機器配線工事 < ビジネスホン、ホームテレホン > |
| A I 第3種 | アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に收容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで一のものに限る。） | ・屋内配線ケーブルの加工、保安器への接続やモジュージャックへの接続工事 ・ケーブル加工やコネクタ結線を要するINSネット64のDSUと電話機間の機器配線工事 < 単体電話、ホームF A X > |
| D D 第1種 | デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要するONUへのLAN配線接続工事 ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要する主装置と電話機間のLAN配線工事 ・自営電気通信設備（光構内ケーブル）と光回線の接続工事 < P B X 及びビジネスホン、大規模ルータ > |
| D D 第2種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット）以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要するONUへのLAN配線接続工事 ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要する主装置と電話機間のLAN配線工事 ・自営電気通信設備（光構内ケーブル）と光回線の接続工事 < 中小規模ルータ > |
| D D 第3種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要するONUへのLAN配線接続工事 ・ケーブルの加工やコネクタ結線を要するルータとPC間のLAN配線工事 < ホーム系ルータ > |
| A I・D D 総合種 | アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事 | ・以上の全て |

※【工事担任者規則第4条（資格者証の種類及び工事の範囲）】より

◇ 以下の工事においては、資格を要する必要はありません。

「廃止オーダー工事」、「NTT局から保安器までの工事」、「技術基準に適合した端末をモジュージャックに接続する工事」